

平成 21 年 7 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社 日本エスコン
代表者名 取締役社長 直 江 啓 文
(J A S D A Q ・ コード 8892)
問合せ先 執行役員 古 川 格
電 話 06-6223-8067

社債権者集会の結果に関するお知らせ

当社が発行いたしております株式会社日本エスコン第 2 回無担保社債（社債間同順位特約付）（以下「本件第 2 回社債」といいます。）および株式会社日本エスコン第 1 回無担保社債（社債間同順位特約付）（以下「本件第 1 回社債」といいます。）に関し、本日平成 21 年 7 月 22 日に、それぞれ社債権者集会が開催され、同社債権者集会の決議をもって、本件第 2 回社債および本件第 1 回社債ともに、各々その全部について、平成 21 年 9 月 28 日まで、その支払を猶予していただくことが、承認されました。

これを受けて、当社は、本件第 2 回社債および本件第 1 回社債の各社債権者集会の上記各決議について、近日中に、東京地方裁判所に対し、決議の認可の申立てをする予定です。上記各決議の効力は、それぞれ裁判所の認可を受けた時に、その効力を生じることになります。

当社は、平成 21 年 6 月 22 日付「事業再生 ADR 手続及び今後の事業再生への取り組みに関するお知らせ」にてお知らせしました通り、産業活力再生特別措置法所定の特定認証紛争解決手続（以下「事業再生 ADR 手続」といいます。）の下で事業再生に取り組んでおり、平成 21 年 7 月 3 日付「事業再生 ADR 手続の進捗状況に関するお知らせ」にてお知らせしました通り、同日開催された同手続に基づく事業再生計画案の概要の説明のための第 1 回債権者会議において、借入金元本返済の一時停止の期間を平成 21 年 9 月 28 日まで延長することについてご承認いただき、同年 9 月 28 日開催予定の事業再生計画案の決議のための第 3 回債権者会議において全手続対象債権者の合意により事業再生計画に対する承認を得、同計画に基づき再生を図ることを目指しております。

当社は、本件第 2 回社債および本件第 1 回社債につきましても、本日、平成 21 年 9 月 28 日までその支払を猶予していただくことが承認されたことを受け、今後も引き続き、事業再生 ADR 手続における取引金融機関との間の事業再生計画案の協議と併行するかたちで、社債権者との間で本件第 2 回社債および本件第 1 回社債の取扱いについて協議させていただき、その弁済計画について合意することを目指してまいります。

以上